

瀬戸市プロポーザル方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市が発注する賃貸借及び業務委託（以下「業務等」という。）について、プロポーザル方式により契約の相手方（以下「契約候補者」という。）を選定する場合の事務の取扱いについて、瀬戸市契約規則（昭和40年瀬戸市規則第18号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式 業務等に対する発想、課題解決方法、取組体制等の提案を審査し、最も適切な創造性、技術力、経験等を有する契約候補者を選定する方式
- (2) 公募型プロポーザル方式 プロポーザル方式のうち、公募により提案者を募集し、契約担当者が参加資格要件を満たすと認めた者から提案を受ける方式
- (3) 指名型プロポーザル方式 プロポーザル方式のうち、契約規則第5条第3項に規定する名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、第5条に規定する参加資格要件を全て満たすと認める者の中から、参加させることが適当と認める者を指名し、提案を受ける方式

(対象業務等)

第3条 プロポーザル方式の対象となる業務等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第2号の要件に該当する場合であって、次の各号のいずれかに該当するとき

とする。

- (1) 創造性、技術力並びに専門的な知識及び経験を必要とする業務等で、価格のみによる競争入札では目的を達成することが困難であるとき。
- (2) 標準的な業務の実施手続が定められていない業務等で、仕様を定めることが困難であるとき。

(実施方式)

第4条 契約規則第4条第1号の契約担当者(以下「契約担当者」という。)

は、プロポーザル方式により契約候補者を選定する場合は、公募型プロポーザル方式により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、指名型プロポーザル方式によることができる。

- (1) 業務等の性質又は目的が公募型プロポーザル方式に適さないとき。
- (2) 業務等の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が公募型プロポーザル方式に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき。
- (3) 公募型プロポーザル方式に付することが不利と認められるとき。

(参加資格要件)

第5条 プロポーザル方式に参加する者は、次の各号に掲げる参加資格要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿において、対象の業務等に対応する営業種目について登録されていること。
- (3) 次に掲げる期間において、瀬戸市指名停止取扱要領（平成13年8月1日施行）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

ア 公募型プロポーザル方式にあつては、公告日から契約締結日までの間

イ 指名型プロポーザル方式にあっては、指名通知日から契約締結日までの間

- (4) 前号ア又はイに掲げる期間において、瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成２３年９月２９日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）及び瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成１９年１２月１日施行）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- (7) その他契約担当者が必要と認める要件
(指名業者数)

第６条 契約担当者は、指名型プロポーザル方式の実施に当たっては、瀬戸市指名競争入札参加者選定要領（平成７年４月１日施行）第５条別表により、発注予定金額の区分に応じた選定業者数を指名しなければならない。

(実施要領の策定)

第７条 各課等の長は、プロポーザル方式により契約候補者を選定する場合は、実施要領を定めなければならない。

２ 前項の規定により定める実施要領（以下「実施要領」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 業務等の概要に関する事項（実施方式（公募型プロポーザル方式又

は指名型プロポーザル方式)、業務名称、業務内容、契約期間、履行場所、提案上限額等)

- (2) 参加資格要件に関する事項
- (3) 契約候補者の選定に係るスケジュールに関する事項
- (4) 実施要領に関する事項(閲覧及び配布方法並びに質疑及び回答方法)
- (5) 参加資格確認申請に関する事項(提出期間、提出方法等)
- (6) 提案書に関する事項(提出期限、提出場所、提出方法、提出書類等)
- (7) 契約候補者の選定に関する事項(選定方法、評価項目及び評価点数、審査基準等)
- (8) 失格事由に関する事項
- (9) 審査結果の通知及び公表に関する事項
- (10) 契約手続きに関する事項(契約の協議、契約書作成の要否、契約保証金等)
- (11) 担当部課及び連絡先
- (12) その他契約担当者が必要と認める事項(情報公開請求、著作権の帰属等)

(入札参加者審査委員会)

第8条 各課等の長は、瀬戸市入札参加者審査委員会規程(昭和47年瀬戸市訓令第2号)第2条第3号の規定により、設計金額が300万円を超える業務等で、プロポーザル方式により契約候補者を選定しようとする場合は、同規程第1条に規定する瀬戸市入札参加者審査委員会(以下「審査委員会」という。)へ付議しなければならない。

2 審査委員会は、業務等について、次に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) プロポーザル方式の実施方式の適否に関する事項

- (2) 公募型プロポーザル方式における参加資格要件に関する事項
- (3) 指名型プロポーザル方式における指名業者の選定及び指名理由に関する事項
- (4) 契約候補者の選定に関する事項(選定方法、評価項目及び評価点数、審査基準等)
- (5) 契約候補者の選定に係るスケジュールに関する事項
- (6) 実施要領に関する事項(閲覧及び配布方法並びに質疑及び回答方法)
- (7) その他審査委員会が必要と認める事項
(選定委員会)

第9条 契約担当者は、プロポーザル方式により契約候補者を選定する場合は、選定委員会を設置しなければならない。

- 2 選定委員会は、実施要領に基づき、提案の評価及び審査を行い、その結果を契約担当者に報告するものとする。
- 3 選定委員会の委員は、5名以上の者で構成し、必要に応じて学識経験者等の職員以外の者を委員とすることができる。
- 4 選定委員会の組織及び運営については、契約担当者が別に定める。
(プロポーザル方式の実施)

第10条 契約担当者は、公募型プロポーザル方式により契約候補者を選定する場合は、次に掲げる事項を公告するものとし、実施要領を瀬戸市ホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

- (1) 業務等の概要に関する事項(実施方式(公募型プロポーザル方式))、業務名称、業務内容、契約期間、履行場所、提案上限額等)
- (2) 参加資格要件に関する事項
- (3) 契約候補者の選定に係るスケジュールに関する事項
- (4) 実施要領に関する事項(閲覧及び配布方法並びに質疑及び回答方法)

- (5) 参加資格確認申請に関する事項（提出期間、提出方法等）
- (6) 提案書に関する事項（提出期限、提出場所、提出方法、提出書類等）
- (7) 契約候補者の選定に関する事項（選定方法、評価項目及び評価点数、審査基準等）
- (8) 審査結果の通知及び公表に関する事項
- (9) 契約手続きに関する事項（契約の協議、契約書作成の要否、契約保証金等）
- (10) その他契約担当者が必要と認める事項

2 市長は、前項の公告は、次条に規定する参加資格確認申請書の提出期限とする日の前日から起算して20日（瀬戸市の休日を定める条例（平成3年瀬戸市条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）の日数は、算入しない。）前までに行わなければならない。

3 契約担当者は、指名型プロポーザル方式により契約候補者を選定する場合、第13条第2項に規定する参加承諾・辞退届の提出期限とする日の前日から起算して15日（休日の日数は、算入しない。）前までに指名通知を行わなければならない。

（参加資格確認申請書の提出）

第11条 契約担当者は、公募型プロポーザル方式において参加を希望する者から、実施要領で定める期限までに、参加資格確認申請書（第1号様式）及び必要書類を提出させるものとする。

（参加資格要件の確認等）

第12条 各課等の長は、前条の規定による参加資格確認申請書が提出されたときは、審査委員会に諮り、第5条の参加資格要件を満たす者であるかを確認するものとする。

2 契約担当者は、前項の規定による参加資格を満たす者であることを確

認したときは、当該参加資格確認申請書を提出した者に対して、参加資格確認通知書（第２号様式）により通知する。

- ３ 契約担当者は、前項の規定により通知を行う場合に、参加資格を満たさないと認めた者に対しては、参加資格を満たさないと認めなかった旨及びその理由を記載するものとする。

（指名通知）

第１３条 契約担当者は、指名型プロポーザル方式により契約候補者を選定する場合、選定された指名業者（以下「指名業者」という。）に対し、プロポーザル参加指名通知書（第３号様式）により通知するものとする。

- ２ 契約担当者は、指名業者に対し、実施要領で定める期限までに、参加承諾・辞退届（第４号様式）を提出させるものとする。

- ３ 契約担当者は、実施要領で定める期限までに、前項の参加承諾・辞退届の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

- ４ 各課等の長は、指名通知の結果、参加の承諾をした者が１者だけだった場合は、第９条に規定する選定委員会の前に、審査委員会へ付議しなければならない。

（提案書の提出）

第１４条 契約担当者は、第１２条の規定により参加資格要件を満たす者として通知した者（以下「有参加資格者」という。）又は指名業者に対し、提案書（第５号様式）及び必要書類の提出を要請するものとする。

- ２ 契約担当者は、実施要領で定める期限までに、前項の提案書及び必要書類の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

（参加資格の喪失等）

第１５条 契約担当者は、有参加資格者又は指名業者が、資格確認後において、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、当該業務等

に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は、無効とする。

- (1) 第5条に規定する参加資格要件を満たさないこととなったとき。
- (2) 参加資格確認申請書又は参加承諾・辞退届に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 提案書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

2 契約担当者は、前項の規定に該当すると認めるときは、当該提案者に対し、提案を行うことができない理由を付して通知しなければならない。
(契約候補者の決定)

第16条 契約担当者は、第9条第2項の規定による選定委員会の審査結果を踏まえ、契約候補者を決定するものとする。

2 契約担当者は、前項の規定により契約候補者を決定した場合は、契約候補者に対して、次の事項を記載した結果通知書（第6号様式）により通知するものとする。

- (1) 業務名称
- (2) 当該提案者の評価点数
- (3) その他契約担当者が必要と認める事項

3 契約担当者は、第1項の規定により契約候補者を決定した場合は、契約候補者以外の各提案者に対して、次の事項を記載した結果通知書（第7号様式）により通知するものとする。

- (1) 業務名称
- (2) 契約候補者
- (3) 当該提案者の評価点数
- (4) その他契約担当者が必要と認める事項

(契約の協議)

第 17 条 契約担当者は、前条第 1 項の規定により決定した契約候補者と当該業務等に係る仕様を定めるための協議を行うものとする。

2 前項の協議の結果、当該業務等に係る仕様が決定した場合、契約担当者は、契約規則第 25 条の 2 の規定による見積書の徴収及び同規則第 26 条の規定による予定価格の決定を行い、契約金額を決定するものとする。

(契約の締結)

第 18 条 契約担当者は、前条の規定による契約の協議の結果、契約候補者を契約の相手方として決定した場合は、令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約の方法により、契約候補者と契約を締結するものとする。

2 契約担当者は、契約候補者との契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として、前条の規定による契約の協議を行うものとする。

(結果の公表)

第 19 条 契約担当者は、前条の規定により契約を締結した場合は、瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領（平成 15 年 4 月 1 日施行）第 8 条の規定による契約結果及び契約内容の公表を行うものとする。

2 契約担当者は、公募型プロポーザル方式による場合において、第 16 条第 1 項の規定により契約候補者を決定したときは、同条第 2 項の規定による結果通知日から 1 年の間、次の各号に掲げる事項を市ホームページにおいて公表しなければならない。

(1) 業務等の名称

(2) 業務内容及び契約期間

- (3) 契約候補者の名称及び所在地
 - (4) 提案者数及び審査結果
 - (5) その他契約担当者が必要と認める事項
- (発注見通し)

第 2 1 条 プロポーザル方式による業務等についての発注見通しに関する事項の公表を行うため、各課等の長は、毎年度、遅滞なく、発注見通し調書を作成し、行政課長に提出するものとする。

(発注見通しに関する事項の変更)

第 2 2 条 前条の規定により公表した発注見通しに関する事項に関し、当該事項に変更がある場合、変更後の発注見通しに関する事項の公表を行うため、各課等の長は、発注見通し調書を作成し、行政課長に提出するものとする。

(委任)

第 2 3 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。